

神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

建築基準法第12条第1項から第4項までの規定に基づく定期報告制度において、安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物及び建築設備等を対象とする定期の調査、検査及び点検（以下「定期調査・検査等」という。）の合理化や新技術の活用を可能とするため、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示」（令和6年6月28日国土交通省告示第974号、令和7年1月29日国土交通省告示第53号）の2告示が公布された。（いずれも令和7年7月1日施行）

公布された国土交通省告示では、これまで建築物の定期調査・検査等とされていた「換気設備」「可動式防煙壁」「非常用の照明装置」の検査項目等が、建築設備等の定期調査・検査等へ移行され、これまで各階の主要な設備の作動状況の確認だったものが、詳細な検査を行うことが求められている。

これにより、告示に則した定期報告の提出を受けるためには、神奈川県建築基準法施行細則に建築設備の検査対象を追加指定する必要があるが、詳細な検査を求めることになるため、建物所有者等に混乱が生じないよう、一定の周知期間を確保する必要がある。

そこでまずは、建築設備等へ移行する検査項目も従来通り建築物で定期報告を行うことができるよう、神奈川県建築基準法施行細則を令和7年7月1日に施行する。

その上で、告示の趣旨を踏まえ、建築設備の検査対象を追加指定し詳細な検査等を行うことができるよう、7月1日の細則施行後すみやかに手続きを進め、周知期間を確保したのち改正を検討する。

2 改正の内容

○建築物の定期報告における調査項目等の付加

現在、建築物で定期報告が行われている「換気設備」「可動式防煙壁」「非常用の照明装置」に関する定期調査・検査等の項目、方法及び結果の判定基準について、引き続き、建築物で定期報告を行うことができるよう改正を行う。（第5条）

3 スケジュール

施行日 令和7年7月1日